

平成20年10月31日

入札制度の変更について

平成20年11月1日から、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

【1】平成20年11月1日以降に公告する以下の要件を満たす案件の、履行保証の割合をこれまでの1割から2割（低入札価格調査の対象となり落札した方は2割から3割）に引き上げます。

予定価格が税込みで10億円以上の工事案件であって、かつ、特に市長が必要と認めるもの。

対象となる案件については、公告文中で明示します。

【2】入札ボンド制度を導入します。

1 入札ボンド制度の概要

入札ボンド制度とは、入札参加者に対して金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度です。

これまで一律に入札保証金を免除していた運用を改め、対象工事については、入札ボンドの提出を求めるものとします。

2 導入の目的

- (1) 金融機関の与信枠の設定等による履行能力が著しく劣る業者の排除
- (2) ダンピング受注に対する一定の抑制等の効果

3 対象案件

予定価格が税込みで10億円以上の工事案件であって、かつ、特に市長が必要と認めるもの。（上記【1】の対象案件と同じ）

4 適用開始

平成20年11月1日以降に公告する案件

5 入札保証として認めるもの

- (1) 保険会社の入札保証保険
- (2) 金融機関・保証事業会社の契約保証の予約
- (3) 金融機関の入札保証

現金及びそれに代わる担保しての国債その他有価証券は認めません。

6 保証割合

- (1) 入札保証 …入札参加者の見積る税込みの入札金額の5%以上。
- (2) 契約保証の予約…入札参加者の見積る税込みの入札金額の20%以上又は契約希望金額が入札金額以上

ここでいう税込みの入札金額は、入札書に記載する入札金額(税抜き)にその100分の5に相当する額を加算した金額とします。

低入札価格調査基準額が公表されており、基準額未満で入札される場合は、契約保証の予約の保証割合は入札金額の30%以上となります。

7 入札の公告等

入札bond制度対象工事については、入札の公告等において入札bondの提出を求める旨を記載します。

8 提出時期

入札公告の日の翌日から入札書提出期限まで

提出方法は、原則、郵便(配達証明付き郵便)のみとします。

9 保証の額の変更

一度提出された入札保証の額の変更は認めないものとします。

10 費用

入札保証に係る費用は、入札参加者の負担とします。

11 入札の無効

入札bond制度の対象工事において、入札保証に係る書類の提出が無い場合、保証の額が定められた保証割合に満たない場合及び提出された入札保証に係る書類に不備がある場合の入札は無効となります。